

令和 4 年 11 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和4年11月7日	午後2時2分
	閉 会	令和4年11月7日	午後2時45分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 安 岡 委 員 藤 本 委 員
鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

千 委 員

4 出席事務局職員

木上 教育次長

村山 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

村田 指導部理事

石澤 総務企画課長

山田 特別支援教育課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

10月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項（ア、イー括）

ア 府立高等学校教科用図書の採択について

【村田指導部理事の報告】

- 公立高等学校で使用する教科用図書は、毎年度採択することとなっており、令和5年度に府立高等学校で使用する教科用図書の採択について報告する。

教科用図書の使用義務については、学校教育法で定められ、全ての児童生徒は学習指導要領に基づき編集された教科用図書を用いて学習する必要があるとされている。

その教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書であるが、適切な教科用図書が無いなど、特別な場合は、これらの教科用図書以外の一般図書を教科用図書として使用することができる」とされている。

また、学校においては、教育委員会が採択した教科用図書を使用しなければならないとされている。

続いて、府立高等学校教科用図書採択の手続について説明する。

資料3頁の図を御覧いただきたい。

府教育委員会は各学校長に対し、翌年度に使用する教科用図書について、文部科学省作成（HP掲載）の教科書編修趣意書や教科書目録をダウンロードにより確認するよう通知するとともに、教科書推薦等について通知する。

これを受け、各校においては、教科書編修趣意書等を参照しながら、学習指導要領の趣旨及び各教科の目標や内容を十分に踏まえ、出版社から送付された見本本により、その中身の調査研究を行い、各校の教育目標や教育課程に相応し、生徒の実態に応じた最も適切な教科書を教科書目録から選定する作業を行い、その結果を推薦という形で推薦理由と共に府教育委員会に提出する。

推薦を受けた府教育委員会においては、その中身を審査し、必要な指導を行い、場合によっては、推薦理由等を改めて聞き取り、不適切なものが確認できた場合は差し替えを求めるなどして、その審査結果を学校に通知して教育委員会で採択するという流れである。

続いて、教科用図書の採択の事務処理に係る教科書目録について説明する。

資料2頁の1の(2)を御覧いただきたい。

教科用図書は、原則として文部科学省が作成する教科書目録に登載されたものから採択するが、同目録は第1部、第2部、第3部、第4部とあり、それぞれ、平成30年告示又は平成21年告示若しくは平成11年告示の学習指導要領に基づき編修されたもので、いつの学習指導要領に基づき編修されたかということで第1部から第4部に分かれている。

令和５年度においては、１年生及び２年生は、平成30年告示の新しい学習指導要領に基づく第１部の目録に登載された教科用図書から選び、３年生については、平成21年告示の旧学習指導要領に基づく第２部の目録に登載された教科用図書から選ぶことになる。

そのほか、資料２頁の１の(2)後段には、第３部及び第４部あるいは特例が認められている部分について、その一部を記載しているが、今回の本校では該当がなかったので説明は省略する。

続いて、教科用図書の推薦に当たっての留意事項における公正確保について説明する。

資料２頁の１の(3)を御覧いただきたい。

教科用図書の採択は重要な意義を有する決定行為であり、適正で公正な推薦が行われることが肝要で、教科用図書の採択に関しては、如何なる疑念も生じさせることがないように、毎年度当初に全校に対して公正確保についての通知を発出し、事務説明会において、その点について再徹底している。

あつてはならないことであるが、昨年３月、一部教科用図書出版社が学校に対して利益供与を行った疑いがあると報道され、また、先週には大阪府下の中学校長が、一部教科用図書出版社に便宜を図った見返りに現金を受け取ったとして収賄容疑で書類送検されたと報道されており、公正確保の更なる徹底に取り組んでいるところである。

次は選定教科書の推薦理由に関して、各校からの推薦理由の一部を例示しているので、資料３頁の下段を御覧いただきたい。

例えば、下から６行目の芸術においては、「また、ＱＲコードにより音源や演奏の様子を確認することができるため、より生徒の興味関心が高まる構成となっている。」とその理由が記され、しっかりと調査研究されていることが読み取れる。

一方、学校からの推薦理由で不適切なものとして、例えば、「使いやすい」「受験勉強に適している」ということだけを記載している場合などは、不適切として指導している。

その他、補足となるが、教科用図書の採択に関し、義務教育は法律により、４年に一度の採択と定められているが、高等学校にあつては法律による定めがなく、毎年度採択することとされている。

こうした手続を経て採択し、令和５年度各府立高等学校で使用する第１部、第２部の教科用図書については、資料末尾に一覧として掲載している。

各教科及び科目で各校が選定した件数（学校数）の総計としては、第１部が２,１１１件、第２部が１,３０７件である。

イ 府立特別支援学校教科用図書の採択について

【山田特別支援教育課長の報告】

- 令和５年度に府立特別支援学校で使用する教科用図書の採択について報告する。

特別支援学校においても、小学校、中学校及び高等学校と同様に教科の主たる教材として教科用図書を使用する。

使用する教科用図書は、文部科学大臣の検定を得た教科用図書又は文部科

学省が著作の名義を有する教科用図書を使用すると規定されているが、高等学校、特別支援学校及び特別支援学級については、この規定にかかわらず、これらの教科用図書以外の教科用図書として、絵本や図鑑等の書店で販売されている一般図書を使用することもできると規定されている。

こうしたことを踏まえ、資料1頁の1に掲載のとおり、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書及び一般図書の中から使用する教科書を選採している。

文部科学省著作教科書は、知的障害者用、視覚障害者用、聴覚障害者用があり、知的障害者用については、☆印の数で難易度を表示している。

目安としては、☆印1つから3つが小学部、☆印4つと☆印5つが中学部使用となっている。

一般図書については、原則として文部科学省から示されている「令和4年度用一般図書一覧」及び府教育委員会の「選定資料」から選定することとしている。

特別支援学校の教育課程については、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である自立活動で編成されている。

その中で、知的障害者である児童生徒については、児童生徒が自立して社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科等が示されている。

例えば、小学校では、1・2年生で生活を学び、3年生以降は理科や社会があるが、特別支援学校の小学部では1年から6年まで生活を学ぶ。

また、指導の形態としては、児童生徒の状況に応じて、各教科等を合せた指導として生活単元学習や日常生活の指導等を行うこともある。

教科用図書の採択に当たっては、資料1頁の2に記載のとおり、各校において、先ほどの高等学校と同様の手順で学校の教育課程や児童生徒の状況を踏まえ、調査研究を行い、使用しようとする教科用図書の選定調書を作成し、府教育委員会で審査の上、採択している。

各府立特別支援学校教科用図書の採択状況は、資料6頁以降に一覧として掲載している。

【質疑応答】

○ 安岡委員

多数の教科用図書出版社がある中、科目ごとに見れば、一部出版社では同社の教科用図書を使用する学校が1校のみという場合もあり、経営は成り立っているのかと感じる。

○ 村田指導部理事

まず、民間の出版社が作成している教科用図書は、全体の約90パーセントであるが、民間の出版社は儲けにつながらない教科用図書は作成しないと思う。

そのため、必要とする教科用図書は、文部科学省が著作して作成する。

次に需要から見れば、全国的にどのような教科用図書がどれくらい求められているか、それを集約した結果を出版社に伝え、出版社はその数を見てから印刷するため、無駄を省くシステムにはなっている。

一方、出版社側が儲けにつながっているかどうかは分からないが、撤退していく出版社は確かにある。

○ 安岡委員

各学校が教科用図書を選考する場合、どの出版社の教科用図書を使用するかは、結構変わることが多いのか、又はあまり変わらないものか。

○ 村田指導部理事

高等学校の場合、毎年度教科用図書を選定し、採択される仕組みであるが、特に今回は平成30年告知の新学習指導要領に基づく2回目の選定であり、前年度に引き続き、中身をしっかりと研究している。

例えば、これまでの実績から、この出版社なら安心できるとか、教科書編修趣意書や見本本をしっかりと見て、指導計画に照らして選考している。

このようにして、使い勝手だけではなく、良い教科用図書と判断した場合は続けていくことになり、あまり頻繁に変えることはないが、1～2年で変更することはある。

○ 小畑委員

特別支援学校の児童生徒は、同じ教科用図書を2年以上使用することがあるのか。例えば、学年が進級しても3年間は使用するなど。

○ 山田特別支援教育課長

特別支援学校においても、小中学校と同様に、学年が進級すれば、当学年の新しい教科書を使用する。

○ 小畑委員

教科用図書選定審議会による特別支援学校で使用する一般図書の審議の流れを教えてください。

○ 山田特別支援教育課長

教科用図書選定審議会は、専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者で構成され、教科用図書の採択等に先立ち、府教育委員会からの諮問に応じ、小学校、中学校及び特別支援学校で使用する一般図書等を採択するときの基準等を審議する。

資料3頁から5頁に特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書の採択基準や基本観点についての同審議会の答申書を添付しているので御覧いただきたい。

資料5頁の別表に記載のとおり、一般図書を使用する場合は、例えば、学習指導要領で示す目標に沿い、その内容を適切に取り上げているかといった採択基準で、さらには、教科の目標達成に必要な内容かという観点に基づき、調査、研究した上で採択する旨の答申をいただいている。

実際のところ、教科用図書選定審議会は、専門的かつ膨大な調査、研究を行うため、その下に教科ごとに専門的知識を有する教員で調査委員会を設け、一般図書の中身を調査、研究し、この図書はこういうところで使用できるといった調査・研究結果を提出する。

それにより府教育委員会が選定資料を作成し、それを基に各校で教科用図書が選定され、教育委員会で採択するといった流れである。

○ 小畑委員

その一般図書について、資料の府立特別支援学校教科用図書一覧表で見た場合、例えば、資料7頁の盲学校・小学部ではどの図書が該当するのか。

○ 山田特別支援教育課長

盲学校・小学部の場合、上から5番目の「みんなの保健5・6年」や7番目の「こくごー上下」は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、8から10番目の「さんすう☆」「さんすう☆☆☆」「こくご☆」は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、1から4番目の拡大版や11番目の「ドレミファソラシド8つの音で弾けるやさしいメロディ」から下方は一般図書である。

○ 小畑委員

特別支援学校の場合は、一般図書を採択する方が多いということか。

○ 山田特別支援教育課長

資料1頁の1の表の右側に記載のとおり、総採択点数806点のうち、一般図書は550点採択しており、教科用図書の約70パーセントが一般図書である。

特別支援学校において、小学校や中学校で使用される教科用図書と同様の教科用図書を使用するのは、多くの知的障害のない子どもたちであるが、知的障害児の多くは一般図書を使用することが多い。

○ 小畑委員

デジタル教科書は、今年から使用されているのか。

○ 山田特別支援教育課長

デジタル教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書等をデジタル化し、いろいろと活用できるというものであるが、そうした中、特別支援学校での使用は難しい部分がある。

○ 小畑委員

教科用図書を選定する場合は、リストに紙の教科用図書とデジタル教科用図書が並んでいて、そこから選定するのか。

○ 村田指導部理事

デジタル教科用図書の準備がかなり進み、高等学校用で年度当初約90パーセントまでデジタル化されたと聞いているが、現在のところ、デジタル教科用図書は副教材扱いであり、紙媒体の教科用図書と併用して扱うこととされ、紙の教科用図書を使用することが基本となっており、デジタル教科用図書のみを使用するという段階にはなっていない。

○ 小畑委員

デジタル教科用図書がどんなものか見てみたい。単なる文書等をデジタル化したものだけでなく、使っている間にいろいろな分野等を見れるといったものか、一度見てみたい。

○ 村田指導部理事

現在、教育委員会にデジタル教科用図書が全種類あるわけではないが、学校への助言指導のためにも、デジタル教材を集めているところである。

デジタル教科用図書の良さは、例えば、動画のほか、文字を読み上げる場合に音声で確認できたりする特徴がある。

学校で次年度にデジタル教科書を併用する場合は、教科用図書の採択とは別に、1月頃に各校から届出される予定である。

デジタル教科用図書をご覧いただく機会については調整する。

○ 小畑委員

是非、見せていただきたい。

音声で文書を確認できるのであれば、盲学校での使用に効果的と思う。

○ 山田特別支援教育課長

盲学校の知的障害のない子どもたちや少し確認本が使えるような子どもたちであれば、そういった音声の教材は有効と思う。

○ 鈴鹿委員

デジタル教科用図書は、基本となる紙の教科用図書との併用であれば使用できると聞いたが、将来的にはデジタル教科用図書のみで使えるように検討されているのか。国の方針は、紙かデジタルかどちらでもよいという考えでいくのか。

別の角度で言えば、デジタル教科用図書のみとなれば、児童生徒が登校時に重い鞆を持たなくてもよいというメリットもある。一部報道では重い鞆を背負うことで成長段階の子どもの身体に悪影響が出ていると報道されていた。

○ 村田指導部理事

約1年前の段階では、国はデジタル教科用図書単独での使用は考えていないとの考えであった。

ただ、この間、学習端末が整備されてきており、今後の方向性としては、デジタル教科用図書の単独使用も可能とされていくのではないかとと思われる。

(4) 議決事項

ア 第39号議案 令和5年度教職員人事異動方針について

【大路管理部長の説明】

○ 令和5年度教職員人事異動を実施するにあたり、京都府基本規則第17条第2号の規定により、人事の基本方針を策定するための議案を提出する。

まず、資料39-1頁を御覧いただき、人事異動方針を説明する。

前文は、人事異動を行うにあたっての趣旨、目的等で、その下に5点の重点事項を示している。

人事異動方針では、昨年度時点で既に令和3年3月策定の第2期京都府教育振興プランや文部科学省中央教育審議会答申を踏まえた改正を行っており、令和5年度においても、この基本方針に沿って、全府的視野に立ち、適正な人事異動を行ってまいりたいと考えている。

前文には、本府として、振興プランの「目指す人間像」と、そのために必要な3つの「はぐくみたい力」を掲げ、人権尊重を基盤とした京都府ならではの教育を推進していること、新型コロナウイルス感染症を経験する中、学びを保障し、新しい時代における教育の推進に対応する必要があること、そのためには、校長のリーダーシップの下、学校における働き方改革を着実に進め、学校のチーム力を高めるとともに、教職員自らが研鑽に努め、全力で教育活動に専念することを記載している。

重点事項には、①学校経営体制の充実、②課題に適切に対応するための重点的な人事配置と府立学校の特色に応じた適材適所の配置、③教職員に多様な経験を積ませ、資質能力向上を図る観点から異動を推進し、その際の年齢構成に配慮した配置、④全府的見地から、地域間・学校種別間等の交流を推進すること、⑤課題のある教職員には適切な対応を図ることの5点を掲げている。

これら5点を来年度の教職員人事異動方針の重点事項としたい。

この人事異動方針の昨年との新旧対照表は、資料39-2頁に掲載していると

おりである。

次に、人事異動方針を踏まえた人事異動実施要綱について説明する。

資料の資料 1 と記載した頁以降を御覧いただきたい。

これについては、人事異動に必要な事項を実施要綱として、小・中・義務教育学校と府立学校に分けて定めている。

まず、小・中・義務教育学校については、基本的事項と管理職人事は昨年度から変更はないが、一般教職員人事について、1箇所改正している。

資料 4 と記載した頁の実施要綱の改正を御覧いただきたい。

(2) 一般教職員人事のケに「多様な経験による資質能力の向上を図るため、教育委員会事務局との人事交流に努める」を加えている。

教育委員会事務局との人事交流については、これまでから実施してきたところであるが、人事異動実施要綱に明記することにより、本府教育の進展に資する人材の育成を意図した人事交流をさらに努めていきたいと考えている。

また、令和 5 年度から始まる定年年齢の引上げについては、昨年度時点で、(2) 一般教職員人事のオに既に盛り込んでおり、定年年齢の引上げを見据えた人事配置に努めてまいりたいと考えている。

府立学校についても、小・中・義務教育学校と同様であり、基本的事項と管理職人事については、昨年度から変更点はなく、一般教職員人事について、1箇所改正している。

資料 8 と記載した頁の実施要綱の改正を御覧いただきたい。

(2) 一般教職員人事のカに「教育委員会事務局との人事交流に努める」旨を加えている。

説明は以上である。

【質疑応答】

○ 藤本委員

人事異動実施要綱の異動基準に、女性職員の管理職への登用を積極的に推進すると明記されているが、人事異動方針の重点事項には書かれていない。

例えば、実態として男女のバランスを考慮しない人事異動であるのか。

若しくは、そのあたりを考えているのであれば、入れておいた方がよいのではないか。

例えば、A 校において、極端に男性が多かろうが、少なかろうが、それは特に人事異動の観点にはならないと理解してよいのか。

○ 坂田教職員人事課長

人事異動の中では、当然に男女のバランスを考えて対応しており、極端に偏りがあることはない。

ただ、校種で見れば、小学校は女性教員の割合が多く、中学校や高等学校になれば、逆に男性教員が多いという状況である。

○ 前川教育長

基本的に男女バランスに配慮して人事配置しており、大きく変わらないように努めている。

○ 小畑委員

人事異動方針の重点事項に掲げられた「教職員一人ひとりに多様な経験を積ませ、キャリアステージに応じた資質の向上を図るための異動を推進する」と

というのは非常に大事なことであり、今回初めて「多様な経験による資質能力の向上を図るため、教育委員会事務局との人事交流に努める」旨を実施要綱の異動基準に加え、そのほか、同基準に「校種間の交流の推進や特別支援学校との交流に努める」と書かれていることは非常に良いことである。

更に視野を広めれば、民間企業や海外への派遣、大学院への派遣等、学校現場とは違ったところへの派遣も資質能力の向上を図る上での一つの方法と思うため、そうしたことも積極的に実施するといった方針を打ち出させばどうか。

例えば大学院への派遣者はあまりいないと認識しているが、そういった意思を持っているが、教育現場は大変忙しいとか、希望者がいないといった理由があると思う。

よって、そうしたことを教育委員会として仕切り、人事異動の中で実施すればどうか。

○ 坂田教職員人事課長

大学院や大学には1年間の長期研修という位置付けで、数は少ないが派遣している。そのほか、大学の附属学校との交流ということで、例えば、教育大学附属の高校や小中学校との交流を、資質向上を図る上で実施している。

○ 小畑委員

そういうことを方向性として明確に打ち出せば、学校現場としても、人を出す方向に動くのではないか。次年度に向けては、そういうことを考えればどうか。

要するに、アクティブラーニング等、いろいろと新しい教育があって、それを行うためには、いろいろと民間との連携も必要となっていており、それも一つの異職種との接触になると思う。

そのようなことが更に広がれば、教員も実業の世界に飛び込んでいき、キャリアを踏み、非常に良い経験になると思うので、そういう方向性を打ち出せば面白い。

○ 坂田教職員人事課長

次年度に向けては、御意見を踏まえてその受入れ先の開拓も含めて今後検討していく必要があると思うので、研究していきたい。

〔原案どおり可決〕

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告